

総社市告示第22号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に関する認定実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、法、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、法、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。